

役員報酬規程

一般社団法人日本デフビーチバレーボール協会

第1章 総則

第1条（目的）

本規程は、一般社団法人日本デフビーチバレーボール協会（以下、「本協会」という）の定款の規定に基づき、本協会の役員の報酬等および費用弁償に関する基準および手続きを定めることを目的とする。

第2条（定義）

1. 本規程において「役員」とは、定款に定める理事および監事をいう。
2. 本規程において「報酬等」とは、役員としての職務執行の対価として支給する報酬、賞与その他の金銭、財産上の利益をいう。
3. 本規程において「費用弁償」とは、役員がその職務を執行するにあたって要した交通費、宿泊費、その他の実費の支給をいう。

第2章 報酬等

第3条（役員の無報酬原則と例外）

1. 本協会の役員は、原則として無報酬とする。
2. 前項の規定にかかわらず、常勤の役員、または特定の会務・専門業務を専ら担当する役員に対しては、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。

第4条（報酬の限度額および決定手続き）

1. 役員に支給する報酬等の総額は、社員総会の決議によって定める限度額の範囲内とする。
2. 各役員の具体的な報酬額、支給方法および時期については、前項の限度額の範囲内において、理事の報酬は理事会の決議により定め、監事の報酬は監事の協議により定める。

第5条（報酬等の不支給）

役員が本協会の職員を兼ねており、職員としての給与が支給されている場合は、原則として役員としての報酬等は支給しない。

第3章 費用弁償

第6条（費用弁償）

1. 役員が本協会の業務、会議出席、大会・合宿への同行等のために出張、または移動したときは、これに要した実際の費用を弁償する。
2. 費用弁償の基準および手続きについては、本協会の旅費交通費規程を準用し、事務局がその実務を処理する。

第4章 雑則

第7条（情報の公開）

本協会は、法令の定めに従い、本規程および役員報酬の支給状況について、適切に開示・公表するものとする。

第8条（改廃）

本規程の改廃は、社員総会の決議を経て行うものとする。

附則

1. 本規程は、令和8年5月20日より施行する。